

オレンジレジストリ運営委員会規約
(平成29年8月3日)

(1. 名称、目的)

本委員会はオレンジレジストリ運営委員会と称し、オレンジレジストリの運営を行うことを目的とする。

(2. 運営委員会の構成と任期)

オレンジレジストリ運営委員会は、平成28年度に開始となった国立研究開発法人日本医療研究開発機構 長寿・障害総合研究事業認知症研究開発事業「適時適切な医療・ケアを目指した、認知症の人等の全国的な情報登録・追跡を行う研究」において組織された研究班を母体とする。

オレンジレジストリ運営委員会の委員は、原則としてオレンジレジストリ参加施設から選任されるものとする。委員の任期は3年とする。再任は妨げない。

(3. 事務局)

オレンジレジストリ事務局を国立研究開発法人国立長寿医療研究センター内に置き、事務局業務を行う。

住所：〒474-8511 愛知県大府市森岡町七丁目 430 番地

連絡先：Tel 0562-46-2311 (内線 7967)

E-mail orange-registry@ncgg.go.jp

(4. 事務局業務範囲)

研究の進捗状況の把握と管理、運営委員会の開催と運営等に関する業務を行う他、一般事務を行う。

(5. 試料・情報の利用)

オレンジレジストリにおいて集められた試料・情報の利用については、別途定める「試料・情報利用に関する細則」に従う。

(6. 規約の変更)

本規約はオレンジレジストリ運営委員会委員の2/3以上の承認をもって変更することができる。

付則1：本規約は平成29年8月3日より施行する。